

## 一般競争入札による売却手続きについて

**一般競争入札**とは、県があらかじめ決めた予定価格(最低売却価格:21ページからの「物件調書」参照)以上の価格で、最も高い金額をつけた方に購入していただく方法です。

### 1 売払物件

21ページからの「物件調書」をご覧ください。

### 2 入札参加資格

地方自治法施行令第167条の4及び新潟県暴力団排除条例第6条に該当する者は入札に参加できません。

#### 【例】

- (1) 成年被後見人
- (2) 未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

### 3 現地確認

入札に参加希望の方は、事前に必ず妙高温泉土地株式会社（以下「温泉組合」という。）にご連絡ください。現地確認のうえ、以下の事項について協議します。

- (1) 温泉供給の可否
- (2) 管工事の要否
- (3) 売買契約成立後の名義変更手続き
- (4) その他

【連絡先】 妙高温泉土地株式会社

妙高市大字関川 633 番地 電話 0255-86-2010

### 4 入札及び開札

- (1) 日時及び場所 21ページからの「物件調書」をご覧ください。

※1 事前申込制です。参加希望の方は、前項の現地確認を行ったうえ、入札日の7日前までに、「入札参加申込書」を県立妙高病院へ提出してください。(連絡先は4ページをご覧ください。)

※2 入札参加者は入札開始時刻までに必ず会場に入場してください。

入札手続の詳細については、5ページからの「入札心得書」をご覧ください。

※4 落札者がいない場合は、1回を限度として再入札を行います。

※3 入札当日は、入札条件及び物件内容等については承知されているものとし説明しませんので、本書をお読みいただき、不明な点についてはあらかじめお問い合わせください。

## 5 入札時に必要な書類など

(1) 入札は原則として1口ずつ行います。複数を希望する場合は、口数に応じた(2)～(4)が必要です。

(2) 入札書 12ページ参照

※ 入札書の作成方法は、5ページからの「入札心得書」をご覧ください。

(3) 入札保証金（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の**5/100**以上の現金または預金小切手）

※ 預金小切手とは、銀行振出小切手のことをいいます。また、裏書き署名のあるものは無効です。

※ 入札保証金は、落札者以外の方には、開札後還付します。落札者については、契約保証金の一部に充当します。

※ 落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は県に帰属することになりますので注意してください。

(4) 封筒（大、小各1部）・・・18ページ参照

(5) 印鑑（入札書に使用しているもの）

(6) 身分を証明する書面（運転免許証、健康保険被保険者証、写真付きの住民基本台帳カード等）

## 6 契約の締結及び譲渡代金の支払い

(1) 落札者は、落札の日から起算して30日以内に売買契約を締結していただきます。この日までに契約を締結しない場合は、落札者の資格を失い、入札保証金は県に帰属することになります。

(2) 譲渡代金は、契約締結時に発行する納入通知書により期限（発行の日から起算して30日以内）までに全額納入していただきます。

## 7 契約締結時に必要なもの

(1) 印鑑（法人の場合は代表者印、個人の場合は実印）

(2) 印鑑（登録）証明書

(3) 収入印紙	契約金額	収入印紙の額
	1万円超～10万円以下	・・・200円
	10万円超～50万円以下	・・・400円
	50万円超～100万円以下	・・・1000円
	100万円超～500万円以下	・・・2000円

- (4) 契約保証金（契約金額の10/100以上の現金または預金小切手）
- ※ 預金小切手とは、銀行振出小切手のことをいいます。また、裏書き署名のあるものは無効です。
  - ※ 契約保証金は譲渡代金の一部に充当します。
  - ※ 契約者が納入期限までに譲渡代金を完納しないときは、契約保証金は、県に帰属することになりますので注意してください。
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書（10ページ参照）

## 8 貸温泉使用权の移転等

- (1) 落札者は、譲渡代金全額を支払い後、温泉組合に対して名義変更手数料（1口につき150万円・税別）全額を支払います。温泉組合は、納入を確認のうえ名義変更手続きを行います。名義変更手続き終了後に所有権が移転するものとし、売払物件を引き渡します。

## 9 貸温泉使用权移転手続きにあたって必要なもの

- |                 |         |    |
|-----------------|---------|----|
| (1) 登記簿謄本       | （法人の場合） | 1部 |
| 戸籍抄本            | （個人の場合） | 1部 |
| (2) 印鑑証明書       | （法人の場合） | 1部 |
| 印鑑登録証明書         | （個人の場合） | 1部 |
| (3) 土地・建物の登記簿謄本 |         | 1部 |

### 【随時売却申込みの受付について】

入札者がいない場合及び再入札を行っても落札者がいなかった物件について、最低売却価格以上で先着順に売却申込みを受け付けます。

- ・ 入札不参加者でも可能です。
- ・ 令和3年11月1日（月）まで申込みを受け付けます。19ページの「県有財産売払申込書」により持参又は郵送により県立妙高病院まで申し込んでください。（申込先は4ページをご覧ください。）
- ・ 都合により期間途中で中止する場合があります。

## 10 現地確認から物件引渡しまでの流れ

### ① 現地確認

21ページからの「物件調書」をご覧ください。

事前に温泉組合に連絡し、現地確認及び協議を行ってください。

入札日の7日前までに、「入札参加申込書」を県立妙高病院へ提出してください。

② 入札及び開札

21 ページからの「物件調書」をご覧ください。

場所：県立妙高病院

入札時に「入札保証金」として入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の5%以上の現金又は預金小切手が必要となります。落札者以外には開札後還付します。落札者については契約保証金の一部に充当します。

③ 契約の締結

契約締結の期限：入札の日から起算して30日以内

契約時に「契約保証金」として契約金額の10%以上の現金または預金小切手が必要となります。契約保証金は売買代金の一部に充当します。

④ 譲渡代金の支払い

契約締結時に発行する納入通知書により期限までに全額納付していただきます。

⑤ 名義変更手数料の支払い

県への譲渡代金の支払い後、温泉組合に対して名義変更手数料（1口につき150万円、税別）を全額納付していただきます。

⑥ 所有権移転手続き

温泉組合が名義変更手数料の納入を確認後、名義変更手続きを行います。

● 問い合わせ（申込）先

〒949-2106 妙高市大字田口147番地1

新潟県立妙高病院 経営課

担当 長谷川

電話：0255-86-2003

FAX：0255-86-2065